

策定年度	平成19年度
変更年度	平成31年度

加東市水田農業ビジョン

加東市農業再生協議会

平成31年4月

目 次

趣旨	1
1 水田農業の改革の基本方向	
(1) 地域農業の特性	1
(2) 作物振興及び水田利用の将来方向	3
(3) 担い手の明確化と育成の将来方向	7
2 具体的な目標	
(1) 作物作付け及びその販売の目標	7
(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標	10
3 ビジョン実現のための手段	
農業施策の活用方法	
(1) 水田作物に対する支援	10
(2) 畑作物に対する支援	14
(3) 直接支払推進事業	15
(4) 各種支援措置	15
(5) 人・農地問題関連事業	15
4 担い手の明確化	
認定農業者（法人）	17
認定農業者（個人）	18
認定新規就農者（個人）	18
集落営農組織	19
生産集団	19
機械共同利用	19

加東市地域水田農業ビジョン

趣旨

農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。

また、バイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による食生活の変化需要増大、世界各国の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫している。

このため、国においては、経営所得安定対策の導入により、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することで、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されることを目指している。

こうした情勢の中、平成30年度から生産数量目標の配分を国が行わなくなり、国が関与せず、需要に応じた作付けの推進が図られている。ることとなるが、本市の特色を活かした水田農業を確立するためには、引き続き、米の需給及び価格の安定を目指した需給調整の実施が必要であり、水田農業の目指すべき方向を定め、生産者や地域のこれまでの取組等を反映させた適地適作を効率的に進めていかなければならない。

1 水田農業の改革の基本方向

(1) 地域農業の特性

加東市は兵庫県の南部に位置しており、水稻（酒米）を中心に麦・大豆・飼料作物・野菜・畜産等の多様な生産が行われている。

主食用水稻における平成29・30年産の作付けは1,560.1,833haで、水田面積の約64.73%を占め、農業経営の展開及び農業所得の確保のうえからも重要な地位を占めているが、近年の主食用米は、国の在庫増と需要減により、価格が低下傾向にあり、人口及び一人当たり消費量の減少等により、需要が減少していることから、今後は品質向上等による良食味品種の生産に努めるなど品質向上により一層取り組んでよう推進を図っていく必要がある。

主要品種は、酒造好適米となるの山田錦で、の占める割合が高く、本市は近隣の市町を含めた酒米の産地となっている。

特に、平成26年産から始まった生産数量目標枠外の酒造好適米制度により、特産である山田錦の増産が可能となり、平成29年産枠外酒造好適米の作付けは228haであった。

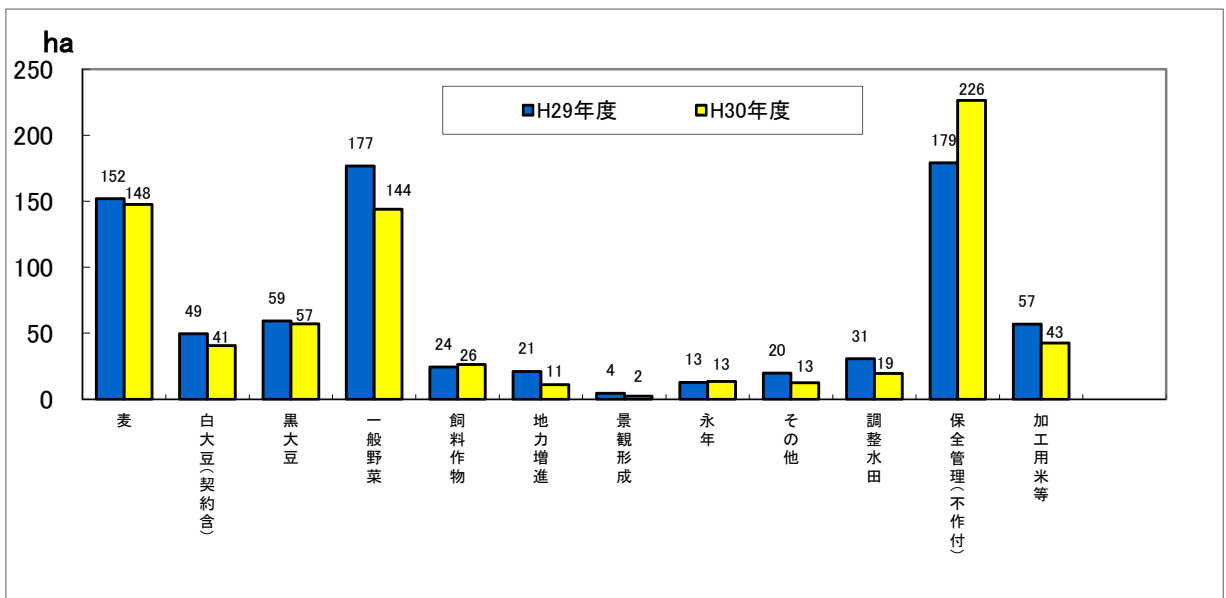
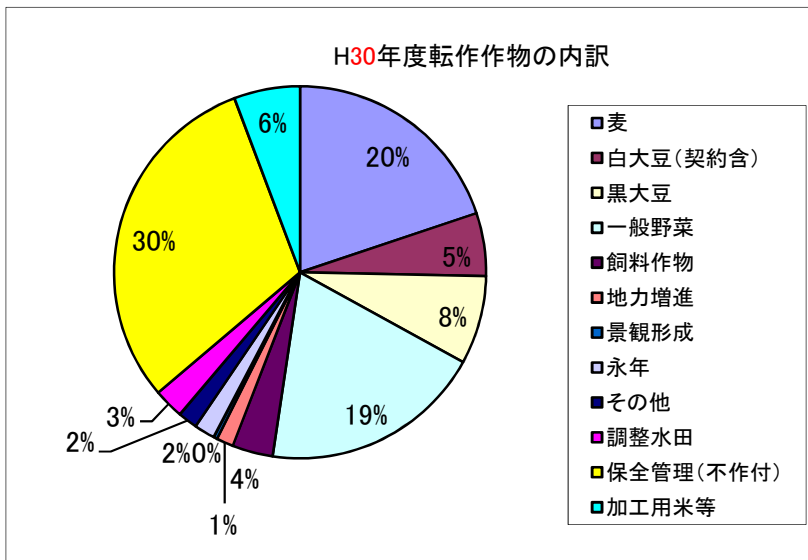


~~転作作物の内訳は、グラフのとおりで、一般野菜・麦・大豆が栽培されているが、
 枠外山田錦の割合が2.3%を占め昨年度と比べ1%減少している。保全管理・調整水
 田などの面積は平成28年度と同様であるが、麦の割合が1%減少し、1.5%となっ
 ている。保全管理・調整水田については、需給調整の推進並びに水田を管理する観点
 から有効であると考え。~~

~~また、食料自給力の向上の必要性から、保全管理・調整水田等の不作付農地を減
 少させ、麦・大豆等の土地利用型作物への作付転換を推進する。~~

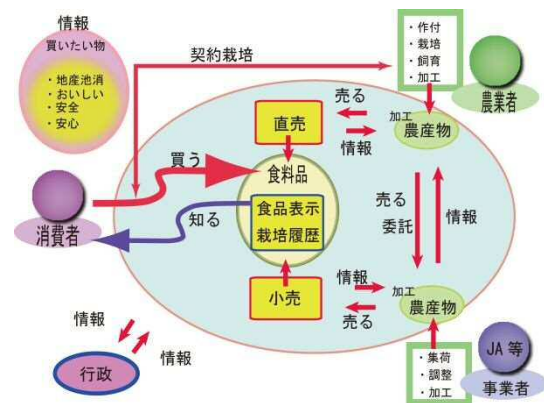
転作作物の内訳は、次の円グラフのとおりで、一般野菜・麦・大豆等が栽培され
 ており、作付面積の割合は昨年度に比べ、麦で3%増加し大豆（白黒）で1%減少し
 ている。

また、保全管理及び調整水田の面積は、昨年度に比べ約36ha、約17%増加
 している。保全管理及び調整水田については、需給調整の推進並びに水田を管理する
 観点から有効ではあるが、食料自給力の向上の必要性から、不作付農地を減少させ、
 麦・大豆等の土地利用型作物への作付転換を推進する必要がある。



農業の現状は、大半が兼業農家であり、農業従事者が年々減少するとともに高齢化も進んでおり、農業の中核となる担い手農家が減少し~~つつある~~ている。

生産基盤については、農地・農道・水路・ため池等総合的な整備を行い、ほ場整備可能~~面積区域~~のほとんどの整備を完了している。



イメージ図

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水田における土地利用型農業を活性化するため、実需者のニーズに対応して、麦・大豆等の品質の向上・定着化を図~~り~~る。更~~なる~~に、生産の~~拡大~~を目指して産地体制の強化を推進する。

こうした中で、水田における麦・大豆等の本格的な定着・拡大により、安定した水田農業経営の確立を図るため次の事項に取り組んでいく。

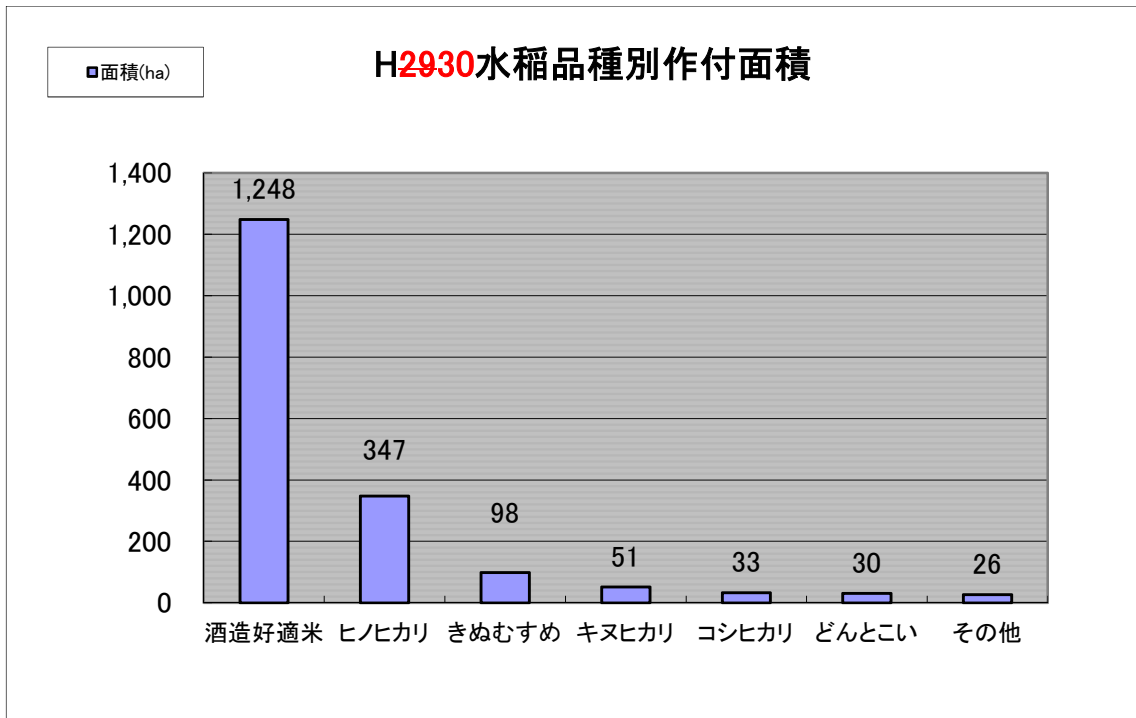
※実需者---スーパー、外食、生協、百貨店、加工業者などの総称で、消費者と接し、販売動向や変化のマーケティングを行っている者~~。~~

- 1) 実需者のニーズに応じた生産・販売計画~~を~~の策定~~する~~。支援
- 2) 麦・大豆等の生産技術~~レベルの~~一層の向上に向けた支援
- 3) ブロックローテーションによる作付け作物の担い手への農地集積
- 4) ~~関係機関との連携に基づく~~、地域の合意形成に向けた各地域における推進体制の構築と、~~関係機関と一体的となつての~~各地域の推進組織の育成・強化
- 5) 麦・大豆の本格的な生産のために必要な基盤整備の一層の推進等~~に取り組む~~。

【水稲】

本市の主要水稲作付品種は、酒造好適米~~となる~~の山田錦、うるち米のヒノヒカリ~~り~~・きぬむすめ等であり、需要動向に応じた計画的な作付けを推進し、消費者ニーズを踏まえたおいしく安全な米の生産を図るため、以下について取り組んでいく。

- ①集落営農組織、認定農業者等の担い手による低コスト生産の推進
- ②消費者・実需者ニーズにあった良質米の生産



ア 酒米酒造好適米の生産推進

酒米酒造好適米の生産については、輸出用の高級酒は増加傾向だが、国内市場では、日本酒の消費不振から需要が減退するとともに、産地間競争が激化しているため、契約栽培制度を堅持しつつ、高品質酒米を安定供給することで生産の維持を図る。

具体的には、作期・肥培管理・乾燥・調整の適正化による高品質化、直播等の新技術導入による低コスト化、県外出荷量の拡大、清酒消費の拡大運動等を推進する。

イ 安全・安心な米づくりの推進

化学合成された農薬や肥料を可能な限り削減し、土壌診断に基づく施肥や堆肥等有機物及び土壌改良材の施用によるやさしい施肥・土づくりを推進することで、環境保全型農業の面的拡大を図る。

また、「栽培履歴記帳運動」を継続し、実需者や消費者への安全・安心な米のPRを図る。

なお、米トレーサビリティ法が施行され、次の取組が必要となった。

「取引記録の作成・保存」	問題が発生した場合の流通ルートの手続きの速やかな特定と回収 (平成22年10月1日から)
「産地情報伝達」	産地情報を一般消費者まで伝達 (平成23年7月1日から)

ウ 品質向上・良食味米生産に向けた技術の確立・普及

タンパク質含有量を下げるため、良食味モデルの活用や生育診断に基づく穂肥量の決定技術の確立及び普及により、良食味・良質・良食味米の安定生産の推進を図る。

エ 広域組織による生産コストの低減

生産コスト低減のため、湛水直播等の直播技術を普及するとともに、認定農業者や集落営農組織等の広域組織活動の促進により、低コスト化の推進を図る。

オ 水稲種子の安定供給

当市においては、水稲の採種（県からの委託）ほ場が設置されている。県の水稲種子計画に基づき、種子生産・供給体制の整備、種子生産組合の活性化を推進する。

カ 米の消費拡大

学校給食等で市産米の使用を推進する。

また、市産米の販売消費を促進するため、学校行事・イベント等での消費者への米のPRを行う。

【麦】

麦作適地における計画的な作付けを基本に、排水対策や肥培管理などの基本技術を徹底し、品質・収量の向上を図る。また、担い手への集積による低コスト化を図るとともに、機械化一環体系の推進により一層の低コスト化を図る。

また、これら生産対策に併せて実需者との結びつきを強化するとともに、食品産業と連携した産地確立を推進し、販路の拡大を図る。

ア 品質の向上と均質化

1等麦比率の向上と均質化を図り、産地、産年による品質のばらつきを改善する。また、実需者の需要に即した良質麦生産に対応するため、~~①タンパク質含有率、②灰分（小麦の粉を焼却して燃え残った、無機成分の割合）、③容積重（1Lの容積に入る小麦の粒の重さ）、④フォーリングナンバー（デンプン粘度）~~白度、タンパク質含有率、容積重（1Lの容積に入る麦の粒の重さ）など品質項目の適正化を進める。

これらを的確に推進するため、農協での品質分析体制を整備し、地区ごとの品質分析を進める。

イ 用途に応じた加工適性の高い品種の選定等

~~県が奨励している品種について、栽培特性や製粉適性、加工適性を把握し、優良品種の選定を進める。実需者ニーズを把握して、栽培特性や加工適正を見定め、優良品種の選定を進める。~~

ウ 販路の開拓と拡大

実需者ニーズの把握と産地情報の発信に努め、食品産業等と一体となった産地

確立を推進する。

エ 安定供給体制の確立

主産地の育成を図り、集出荷単位の大型化を進める。

オ 生産性の向上

単収の向上（適地での生産、排水対策等の基本技術の徹底）とコストの低減（担い手への面積集約、生産単位の拡大、営農組合による効率的な生産体制の整備、効率的な機械化一貫体系等）を図り、麦作の定着を推進する。

カ 集出荷施設の再編整備

ライスセンターの計画的整備と効率的利用の促進を図る。

【大豆】

実需者ニーズに応じた「売れる大豆づくり」に向けて、実需者の求める品種への転換を図ることを第一に、排水対策や適期防除などの基本技術の徹底により品質の向上を図るとともに、集積化や効率的な機械化一貫体系により低コスト化を推進する。

普通大豆の出荷のほとんどは、豆腐などへの加工適正に優れている品種「サチユタカ」となっており、その生産拡大と出荷の促進を図るとともに、担い手への集積を進め、省力・生産安定化技術の確立並びに普及を進める。

黒大豆は、実需者の求める品質の生産に対応できるよう、大粒で良質なものを安定的に生産できるよう推進していく。

ア 品質の向上と均質化

産地・産年による品質のばらつきの改善を図る。

イ 安定供給体制の確立

集落営農組織による大豆生産を推進し、集出荷単位の大型化及び保管場所の集約化を図る。

ウ 生産性の向上

適地での生産、排水対策等の基本技術の徹底により単収の向上を図る。

また、担い手への面積集約、生産単位の拡大、営農組合による効率的な生産体制の整備、効率的な機械化一貫体系等を推進しコスト低減を図る。

エ 販路の開拓と拡大

実需者ニーズの把握と産地情報の発信に努め、生産者と食品産業、流通業者、消費者等が一体となった産地確立を推進する。

オ 地場加工・流通の推進

地元産大豆を使用した味噌・豆腐等の製造により、大豆の需要拡大及び消費拡大を推進する。

カ 集出荷調製施設の効率的利用

農協の大豆調製場の効率的な利用を促進し、ロットの確保及び品質の均一化を図る。

【飼料作物】

良質で安全な飼料供給が安全・安心な畜産物生産に直結することから、耕畜連携を図り、低コスト、省力生産による自給飼料増産を推進する。

また、飼料用米や稲発酵粗飼料（WCS用稲）への取組を進める。

【野菜】

京阪神の大消費地に隣接する有利な特性でありながら、一部の野菜の出荷にとどまっている。主な品目は、なす、山の芋、たまねぎ、いちご、しそ、ピーマンであるが、いずれも小規模であり、生産量も停滞している。

農協の直売所や道の駅などでの販売促進を行うことで、多様な消費者ニーズに対応した地産地消による地場野菜の供給体制づくりを進める。

【果樹】

「加東市果樹産地構造改革計画」にもとづき、消費者が求める高品質な果実の生産を進めるとともに、省力化・軽労化のための生産条件整備や、市場出荷・直売・観光農園化など、特性を生かした産地ブランドを育成する。

【地力増進作物】

優良農地の保全等の観点から地力増進作物は重要であり、その位置付けを明確にするため、以下の事項により推進する。

- ① 米の生産目安の中での計画的な作付けの推進
- ② 排水条件、播種時期に留意した作付けの推進

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業経営の確立に向け、~~認定農業者等優れた~~経営能力を有するに優れた認定農業者や新規就農者等の育成を図るとともに、認定農業者等の個別経営体が不足する地域においては、集落営農組織を担い手として位置づけ、その育成や活動強化等を図る。そのため、農地の利用集積の促進とともに、経営改善に向けての高品質・低コスト化等先進技術の導入の指導及び機械・施設の整備等を推進する。

(1) 作物作付け及びその販売の目標

主食用水稲作付面積 ~~(~~枠外酒造好適米を除く~~)~~ (単位：ha、%)

品種名	(H28)		(H29)		(H30)		計画 (H35)	
	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率
うるち米	548.3	35.1	547.5	35.1	584.4	31.9	590.0	31.6
酒造好適米	1,015.0	64.9	1,012.2	64.9	1,248.3	68.1	1,280.0	68.4
合計	1,563.3	100.0	1,559.7	100.0	1,832.7	100.0	1,870.0	100.0

(注) H28、H29 は枠外除く。

生産数量目標酒造好適米 (作付面積) (単位：ha、%)

品種名	(H28)		(H29)		(H30)		計画 (H35)	
	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率
山田錦	978.6	96.4	976.2	96.4	1,204.6	96.5	1,230.0	96.1
愛山他	36.4	3.6	36.0	3.6	43.7	3.5	50.0	3.9
合計	1,015.0	100.0	1,012.2	100.0	1,248.3	100.0	1,280.0	100.0

生産数量目標枠外酒造好適米 (作付面積) (単位：ha、%)

品種名	(H28)		(H29)	
	作付面積	比率	作付面積	比率
山田錦	232.9	99.6	223.7	98.0
愛山他	1.0	0.4	4.6	2.0
合計	233.9	100.0	228.3	100.0

酒造好適米 (販売量 ~~・枠外除く~~) (単位：t、%)

品種名	(H28)		(H29)		(H30)		計画 (H35)	
	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率
山田錦	2,420.0	94.6	2,589.2	94.6	2,922.8	95.7	3,000.0	95.8
愛山	138.8	5.4	148.7	5.4	129.6	4.3	130.0	4.2
合計	2,558.8	100.0	2,737.9	100.0	3,052.4	100.0	3,130.0	100.0

(注) 「JAみのり」のみの販売量

(注) H28、H29 は枠外除く

水稲の品質の目標 (単位：%)

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
うるち米1等比率	93.2	98.0	96.5	97.0	
酒造好適米特比率	74.9	91.2	89.8	90.0	特上を含む

(注) 「JAみのり」のみの品質比率

麦（作付面積）

（単位：ha）

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積	
シロガネ小麦	140.5	130.4	121.3	0.0	
大麦	16.0	25.4	26.2	150.0	
合計	156.5	151.8	147.5	150.0	

麦（販売量）

（単位：t）

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
	販売量	販売量	販売量	販売量	
シロガネ小麦	257.2	245.7	172.2	0.0	
大麦			0.0	260.0	
合計	257.2	245.7	172.2	260.0	

（注）「JAみのり」のみの販売量

麦の品質の目標

（単位：%）

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
小麦の1等比率	77.4	86.3	88.3	0.0	
大麦の1等比率				90.0	

（注）「JAみのり」のみの品質比率

大豆（作付面積）

（単位：ha、%）

品種名	(H28)		(H29)		(H30)		計画 (H35)		備考
	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	
白大豆	25.8	44.4	25.7	50.6	25.4	54.7	25.0	50.0	
黒大豆	21.5	55.6	25.1	49.4	21.0	45.3	25.0	50.0	早生黒、丹波黒を含む
合計	47.3	100.0	50.8	100.0	46.4	100.0	50.0	100.0	

（注）作付面積は、団地化取組面積の合計

大豆（販売量）

（単位：t、%）

品種名	(H28)		(H29)		(H30)		計画 (H35)		備考
	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	
白大豆	25.4	69.8	30.4	54.9	20.0	77.2	47.0	61.0	
黒大豆	11.0	30.2	25.0	45.1	5.9	22.8	30.0	39.0	早生黒、丹波黒を含む
合計	36.4	100.0	55.4	100.0	25.9	100.0	77.0	100.0	

大豆の品質目標

(単位：%)

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
白大豆	100.0	88.7	94.0	100.0	契約大豆合格以上

(注) 「JA みのり」のみの品質率

その他(作付面積)

(単位：ha)

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積	
たきの茄子	0.5	0.5	0.5	0.7	
山の芋	1.8	1.6	1.6	2.0	
合計	2.3	2.1	2.1	2.7	

その他(販売量)

(単位：t)

品種名	(H28)	(H29)	(H30)	計画 (H35)	備考
	出荷量	出荷量	出荷量	出荷量	
たきの茄子	19.3	14.0	8.1	14.0	
山の芋	5.6	5.5	4.0	5.5	
合計	24.9	19.5	12.1	19.5	

(注) 「JA みのり」のみの販売量

(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の目標数値

(単位：人、組織数)

	平成31年度	平成34年度	平成39年度
認定農業者	34	40	50
認定新規就農者(累計)	6	9	10
集落営農組織 (生産集団・機械協同利用含む)	31	34	39

※夫妻は2人としてカウント

土地利用集積目標

(単位：%)

	平成31年度	平成34年度	平成39年度
集積率	31.6	46.0	70.0

※平成30年度以降の目標数値は、加東市地域農業活性化ビジョンに示す数値を記載

3 ビジョン実現のための手段

農業施策の活用方法

(1) 水田作物に対する支援

1) 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主

食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払いで交付される。

(1) 交付対象者 -----販売目的で対象作物を生産する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS（稲発酵粗飼料）用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

2) 産地交付金

地域の実情に即した、水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上や地域振興作物への取組に対する支援

<加東市農業再生協議会設定分>

助成区分	対象作物	交付条件	上限単価 (10a 当り)
特産品	たきのなす やまのいも	JAみのりの営農部会に加入し、 出荷対象作物の出荷・販売を行 う農業者	8,380円 9,440円
学校給食	学校給食用野菜、果樹 等 ※市学校給食センタ ーへの登録が必要	地産地消推進のため、市学校給 食センターに野菜、果樹等を納 入する農業者等	8,380円 9,440円
地力増進	地力レンゲ、地力ソル ガム、蜜源レンゲ	1ha以上の集積を行い、9月ま でにすき込みを行う等の集落 営農組織、認定農業者	2,510円
特産品 ※H31 から	もち麦	実需者等への出荷・販売を目的 に対象作物の生産に取り組む 農業者、集落営農等	1,280円
担い手集積 (麦・大豆)	麦、大豆(白黒)	1ha以上の集積を行う集落営 農組織、認定農業者等	8,380円 9,440円
戦略作物二毛 作	麦、大豆、飼料作物、 WCS用稲、加工用 米、飼料用米、米粉用 米	販売目的で二毛作(戦略作物と 主食用米、または戦略作物同士 の組み合わせ)を行う作付面積 が対象	12,560円 13,740円
耕畜連携	飼料作物等、飼料用 米、WCS用稲	飼料作物等や WCS用稲等飼 料作物を作付けし、畜産農家と 連携して堆肥の散布を行う面	10,890円 12,020円

		積が対象	
担い手集積 (WCS用稲)	WCS用稲	1 ha 以上の集積を行い、出荷を行う農業者、集落営農組織、認定農業者等	2,510 円 3,430 円
高収益作物等 拡大加算 ※H31 から	たきのなす やまのいも	加東市全体で、主食用米の面積が平成30年度より減少し高収益作物等の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分	20,000 円

※1 交付単価は、作付面積の実績に応じて調整します。

2 内容は、国等と調整後、変更する場合があります。

<兵庫県農業活性化協議会設定分>

対象作物	交付条件	対象者	交付単価 (10a 当り)
加工用米(低コスト・高品質化)	下記のいずれか1つ以上の取組を行うこと。 ①種子の更新を行うこと ②県内の加工場で加工する実需者加工業者と契約を締結していること ③水稲加工用米の作付面積が1ha以上 ④県認証食品の認証を受けていること	加工用米を生産する農業者等	10,000 円
加工用米(結びつき強化等)	加工用米を作付けた面積のうち平成29年産以降の複数年(3年)の契約に取り組む面積	加工用米を生産する農業者等	6,000 円 12,000 円
飼料用米(生産性向上・担い手支援助成)	A 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること。 B 下記のいずれか一つ以上に該当すること。 ① 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること。 ② 飼料用米作付面積が1ha以上 ③ 水稲(酒米、加工用米、飼料用米等含む)の作付面積が2.0ha以上 ③ 共同で施設を利用(育苗・乾燥調製等)し、集落ぐるみで2ha以上の飼料用米生	飼料用米を生産する農業者等	8,000 円

	産を行い、近隣の畜産農家へ出荷する取組に参画するもの		
新市場開拓用米 (担い手支援)	輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積 下記A、Bの両方に該当すること。 A 新規需要米取組計画の認定を受けること。 B 下記のいずれか一つ以上に該当すること。 □種子の更新を行うこと。 □新市場開拓用米作付面積が1ha以上 □共同乾燥調製施設に出荷されていること。	認定農業者、 農業生産法人 、集落営農組織、 認定新規就農者 、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの借受者	5,000円
野菜 (施設)	施設野菜の作付面積 2.5ha 以上が対象	認定農業者、農業法人、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの借受者	農業法人・ 認定新規就農者 30,000円 農業法人 上記以外 20,000円
野菜 (露地)	露地野菜の作付面積 10a 以上が対象	認定農業者、農業法人、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの借受者	農業法人・ 認定新規就農者 12,000円 農業法人 上記以外 7,000円
加工用米 (複数年契約継続分のみ)	実需者との複数年(3年)の契約を行い加工用米を作付けた面積 平成28年～30年の継続分のみが対象	加工用米を生産する農業者	12,000円
飼料用米・米粉用米 (多収性専用品種)	多収性専用品種により、飼料用米または米粉用米を作付けた面積	多収性専用品種により飼料用米または米粉用米生産に取り組む農業者	12,000円
そば・なたね ※基幹のみ	そば、なたね(油糧用)を作付けた面積	そば、なたね(油糧用)を生産する農業者	20,000円

新市場開拓用米	輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積	新市場開拓用米を生産する農業者等	20,000 円
畑地化の取組	水田の畑地化に取り組むこととし、交付対象面積から除外した面積	畑地化に取り組む農業者	105,000 円

(2) 畑作物に対する支援-----畑作物→(麦、大豆(黒大豆を除く)、そば、なたね)

1) 畑作物の直接支払交付金

麦、白大豆等の生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位数量当たりの単価で国から直接交付される。また、品質に応じて単価を設定。

単収増や品質努力が反映されるよう「数量払」を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額が「面積払(営農継続支払)」で交付される。

27年産から認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施されている。

(1) 交付対象者 -----認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施(いずれも規模要件はかかありません)。

(2) 対象作物 -----麦(小麦、六条大麦)、白大豆、そば、なたね

(3) 交付単価(全国一律単価)

①数量払

小麦・大麦の品質区分と交付単価

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦(60kg当たり) パン・中華麺用品種	8,990	8,490	8,340	8,280	7,830	7,330	7,180	7,120
小麦(60kg当たり) パン・中華麺用品種以外	6,690	6,190	6,040	5,980	5,530	5,030	4,880	4,820
六条大麦(50kg当たり)	6,000	5,580	5,450	5,400	4,970	4,550	4,430	4,380
はだか麦(60kg当たり)	8,610	8,110	7,960	7,870	7,040	6,540	6,390	6,310
	8,650	8,150	8,000	7,910	7,080	6,580	6,430	6,350

大豆の品質区分と交付単価

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆	9,940 円	9,250 円	8,570 円
特定加工用大豆	7,890 円		

※60kg当たり

②面積払(営農継続支払)

交付単価

20,000円/10a	当年産の生産面積に基づいて支払い
-------------	------------------

(3) 直接支払推進事業

経営所得安定対策の実施に当たって、地域段階が行う推進活動や要件確認等を実施するために必要な経費を助成（国→県→市→加東市農業再生協議会）

(4) 各種支援措置

1) 集落営農の法人化等の支援

①農業経営の法人化支援（定額40万円）

・農業経営者サポート事業等の経営診断・相談を活用した集落営農又は複数経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立上げなどの農業経営を法人化する取組に対する支援

~~・経営相談等をした集落営農が法人を設立した場合~~

~~・地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合~~

~~②集落営農の組織化支援（定額20万円）~~

~~・経営相談等をした集落営農を組織化した場合~~

2) 新規就農者に対する支援

①農業次世代人材投資事業（経営開始型）

・~~人・農地プランに位置付けられている、~~青年等就農計画の認定を受けた、原則4-50歳未満の独立・自営就農者に対して、最大年間150万円を最長5年間給付。~~給付終了後の営農継続、中間評価等を追加~~

※所得制限及び所得に応じて給付額の変動有り。

(5) 人・農地問題関連事業

1) 農地の所有者と担い手の間に、信頼できる農地の中間的受け皿として農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置することにより、円滑かつ積極的な農地集積を促し、集落・地域において取り組まれている人・農地プランの作成を推進し、集落・地域の人と農地の問題の解決を図る。

2) 優遇措置

【地域集積協力金】

地域内の農地の一定割合以上を、機構を通じて担い手（認定農業者等）へ貸し付けた地域に対し交付

(1) 交付対象者

地域における話合い（人・農地プラン）に基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域

(2) 交付要件

年度内の一定の時点における機構への貸付け面積が一定割合を超えていること

(3) 交付単価

交付単価	機構への集積率2割超5割以下： 1.5 1.0万円/10a 機構への集積率5割超8割以下： 2.1 1.4万円/10a 機構への集積率8割超： 2.7 1.8万円/10a ※対象となるのは、機構への貸付面積のうち、担い手以外の者から担い手に新たに貸し付けられた面積です。
------	---

※平成30年度の要件・単価が決定していないため、変更となる場合があります。平成30年度の交付単価等であり、平成31年度は変更が予定されています。

【経営転換協力金】

機構へ自作地の貸付を行った以下の農業者等へ交付

1. 農業部門の減少により経営転換する農業者
2. リタイヤする農業者
3. 農地の相続人

(1) 交付要件

1. 一度に全農地又は経営部門の全農地を10年以上機構に貸し付けること。
2. 農地が機構から担い手（認定農業者等）に貸し付けられること。

(2) 交付単価

国から県、そして市へ金額配分

交付単価	10万円/戸-----貸付面積が0.3ha以上1.0ha未満 20万円/戸-----1.0ha以上 ※対象となるのは、担い手以外の者から担い手に新たに貸し付けられた面積です。
------	---

※平成30年度の要件・単価が決定していないため、変更となる場合があります。平成30年度の交付単価等であり、平成31年度は変更が予定されています。

~~【耕作者集積協力金】~~

~~機構の借受農地等に隣接する農地を機構へ貸し付け、農地の連坦化に協力する耕作者へ交付~~

~~(1) 交付対象農地~~

- ① ~~以下の農地に隣接する農地~~
 - ・ ~~機構が借り受けている農地等~~
- ② ~~面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（①に該当しないもの）~~

~~(2) 交付対象者~~

~~機構へ農地の貸付を行った以下の農業者~~

- ・ ~~交付対象農地が自作地の場合：交付対象農地を機構に対し貸し付けた農業者~~
- ・ ~~交付対象農地が貸借地の場合：農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に当該農地を借り入れて耕作していた農業者（合意解約される賃借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満子の1年以上前である場合に限る。）~~

~~(3) 交付要件~~

~~交付対象農地の所有者が機構に対し、交付対象農地を10年以上貸付け、当該農地が機構から担い手に貸付けられること。~~

~~(4) 交付単価~~

~~国から県、そして市への金額配分~~

交付単価	1万円/10a ※対象となるのは、担い手以外の者から担い手に新たに貸し付けられた面積です。
-----------------	--

~~※平成30年度の要件・単価が決定していないため、変更となる場合があります。~~

【条件不利農地集積奨励金】

機構を通じて条件不利農地等（ほ場整備を行っていない農地など）を借り受けた担い手に対して交付

(1) 交付要件

1. 農業振興地域内の農地であること
2. 基盤整備事業等（整地工を行う）が実施又は予定されていない農地であること
3. 交付時点で機構を通じて借り受けている集積総面積が一定以上であること

※面積は、個人、法人、栽培する作物により異なる。

例) 個人で水稻を栽培する場合 : 集積総面積1.0ha以上

個人で野菜・果樹等を栽培する場合 : 集積総面積0.1ha以上

(2) 交付額

借り受けた条件不利農地の面積に応じ、予算の範囲内で以下の金額を交付

1. 条件不利農地（一般） : 20,000円/10a

2. 条件不利農地（悪条件地※） : 40,000円/10a

※条件不利農地のうち急傾斜地（傾斜度1/20以上）の農地、または進入路が狭く機械作業が困難な農地等

4 担い手の明確化

【認定農業者】

農業経営改善計画の認定を受けた農業者

【認定新規就農者】

青年等就農計画の認定を受けた農業者

【集落営農組織】

地域の農業を担う組織として規約・名簿等が整備され、今後法人化を目指す組織

【生産集団】

転作の集団化・団地化等を実施している集団

【機械共同組織】

農業生産におけるコスト削減のため、共同で機械利用等実施している集団

認定農業者（法人）

※個人情報のため取扱注意

	氏名	作付け状況	水田面積	所属 集落営農	備考
1	(有)ヒカリ農産(喜田) 代表取締役 岸本 光	水稻+麦+大豆+ WCS用稲	2.1ha		
2	(株)玄米家(牧野) 代表取締役 藤本武彦	水稻+麦+大豆+ たまねぎ	3.0ha		

3	(有)三草酪農場 (上三草) 代表 佐治一行	酪農	-ha		
4	(有)ブリランテ (平木) 代表取締役 前川重康	酪農	-ha		
5	(株)こうせつ・たなか (天神) 代表取締役 田中孝英	水稲	1.2 ha		
6	(農)曾我営農組合 (曾我) 代表理事 竹内孝和	水稲+麦+大豆 キヤベツ	1.9 1.8 ha	曾我	集落営農組織で再掲
7	(農)稲尾下営農組合 (稲尾) 代表理事 竹本 義治	水稲+麦	1.5 1.7 ha	稲尾	集落営農組織で再掲
8	(株)岡本営農互助会 (岡本) 代表取締役 藤井 悦雄	水稲	9 ha	岡本	集落営農組織で再掲

※ 1 ha 未満は「-」で表示

認定農業者 (個人)

※個人情報のため取扱注意

	氏名	作付け状況	水田面積	所属 集落営農	備考
1	●● ●● (上三草)	水稲	7 ha		
2	●● ●● (木梨)	水稲+地力増進作物	3.4 ha		
3	●● ●● (吉井)	水稲	2 ha		
4	●● ●● (藤田)	水稲	5 ha		
5	●● ●● (吉馬)	水稲	5 ha		
6	●● ●● (高岡)	水稲	8 ha		
7	●● ●● (多井田)	酪農+水稲+飼料作物+WCS用稲	8.7 ha		
8	●● ●● (天神)	酪農	-ha		
9	●● ●● (黒谷)	花・野菜苗	-ha		
9	●● ●● (貞守)	水稲+野菜	9.8 ha		
10	●● ●● (黒石)	水稲	6.8 ha		
11	●● ●● (松沢)	水稲	1.4 ha		
12	●● ●● (山国)	施設野菜	-ha		
13	●● ● (西古瀬)	水稲+地力増進作物	7 ha	西古瀬	
14	●● ● (河高)	水稲	8 ha	河高	
15	●● ●● (河高)	水稲	1.2.8 ha	河高	
16	●● ●● (山国)	水稲	6 ha	山国	
17	●● ●● (鳥居)	水稲	1.0 ha		
18	●● ●● (山国)	水稲+果樹+露地野菜	2 ha		
19	●● ●● (藤田)	水稲	5 ha		
20	●● ●● (東実)	施設野菜	-ha		
21	●● ●● (上田)	水稲	3 ha		
22	●●● ●● (上久米)	施設野菜+果樹	-ha		

※ 1 ha 未満は「-」で表示

認定新規就農者（個人）

※個人情報のため取扱注意

	氏名	作付け状況	水田面積	所属 集落営農	備考
1	●●●●●・●●● (夫妻) (上久米)	果樹	－ha		
2	●● ●● (藤田)	野菜	1 ha		

※ 1 ha 未満は「－」で表示

集落営農組織

	組織名	作付け状況	水田面積	備考
1	(農)曾我営農組合	水稲+麦+大豆+ キャベツ	2.6 1.8 ha	平成23年 6月2日設立
2	(農)ファームイナオ	水稲+麦+ 大豆	8 7 ha	平成25年 2月1日設立
3	(株)岡本営農互助会	水稲	7 9 ha	平成25年 11月5日設立
4	山国担い手組合	麦	1.0 ha	
5	田中営農組合	水稲+大豆	1.2 1.1 ha	
6	窪田営農組合	水稲+麦	8.1 7 ha	
7	沢部営農組合	水稲+麦+大豆+ 景観	1.4 1.6 ha	
8	福吉地区営農組合	水稲+麦	1.2 1.1 ha	
9	上田地区営農組合	水稲+麦	1.8 2.0 ha	
10	大門営農組合	水稲+麦+大豆	1.2 1.9 ha	
11	西古瀬営農組合	麦	1.5 ha	
12	中古瀬営農組合	麦+大豆	1.3 ha	
13	東古瀬営農組合	大豆	1.0 1.2 ha	
14	上鴨川営農組合	水稲+麦+WCS用稲	2.4 2.7 ha	
15	河高営農組合	麦+地力増進作物+景観	8.1 7 ha	
16	(農)稲尾下営農組合	水稲+麦	1.7 1.5 ha	平成28年 4月19日設立
17	木梨開拓地営農組合	麦	－ha	
18	屋度麦秋会	水稲+麦	5.4 ha	
19	高岡3班営農組合	水稲	6.5 ha	平成29年 4月30日設立

※ 1 ha 未満は「－」で表示

生産集団

	組織名	作付け状況	水田面積	備考
1	下三草営農組合	WCS用稲	5.4 ha	

※ 団地面積を表示

機械共同利用

	組織名		組織名
1	貝原コンバイン共同組合	2	野村営農組合
3	久米農機具利用組合	4	藤田農業者互助会
5	高岡農機具利用組合	6	穂積農機具利用組合
7	大谷営農組合	8	森営農部会
9	藪農機具共同利用組合	10	はしかの里営農組合

※面積はH30-2-9水田システムのデータより